



令和4年12月1日から

救急外来における選定療養費について

当院は3次救急医療機関として重症な救急患者さまを24時間体制で受け入れております。この度、救急外来において、重症な救急患者さまを最優先に対応するために、入院を要しない患者さまに対して、診療費とは別にご負担いただく「選定療養費」を導入させていただきます。

何卒ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

選定療養費の種類	時間	金額
時間内（初診）選定療養費	平日8：30から 17：06まで	7,700円（税込）
時間外・休日選定療養費	・平日17：06から 翌8：30まで ・休日（土日祝）	5,500円（税込）

※医科と歯科とは健康保険上別の扱いとなりますので、医科と歯科の両方で選定療養費をご負担いただくことになります。

<対象とならない患者さま>

- かかりつけの方（再診料を算定する場合）
- 救急車で来院された方
- 他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- 受診後そのまま入院となられた方
- 特定の疾患や障害などで、各種の公費負担を受給されている方
（子育て支援医療（こども医療）、ひとり親家庭医療、老人福祉医療は選定療養費をご負担いただきます。）
- 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- 交通事故、労災、公務災害で受診する方